

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
広陵町	南郷地区	令和4年3月29日	令和5年3月20日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	62.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	34.8 ha
③地区内における71才以上の農業者の耕作面積の合計	10.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.3 ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

地区内には60歳未満の若い農業者はいるものの、後継者がいない農業者が多く、また、10年以内に営農を終了したいと考えている農家が地区全体の半数にのぼるため、将来的な農地の預け先や後継者(担い手)の確保が課題となっている。

現状、地域内においては集落営農組合の活動による小麦作が行われているが、集落営農組合の構成員の高齢化も進行しており、こちらについても将来的な後継者確保の問題が生じてきている。

しかしながら、後継者の確保を進めようにも、農業の収益性の低さや農機具・資材の価格高騰による負担増により、農業経営のみでの自立は困難であること、また、農業に魅力を感じる方が少ないことから、後継者の確保に結びつかない状況である。

この他、この地区では規模拡大の意向を持つ農家もいるが、地区内には面積の狭い農地が多く、また、水利施設の老朽化も進行していることから、農業経営規模の拡大推進には、農地の大区画化や水路整備といった耕作条件の改善が必要となっている。

また、住宅開発により新たに移住してきた住民が増加したことによる地域コミュニティの様相の変化から、住民間の十分なコミュニケーションが図られていないことにより、これまで慣習的に行ってきたことへの理解が得られず、従来通りのやり方での農業ができないといった問題も生じてきている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

担い手のいない農地について、認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組合といった中心経営体に集積を図る。また、企業を含む地域で営農を行う者に対しても状況に応じて農地の集積・集約を進める。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	南郷営農組合	小麦	8.3 ha	小麦	8.3 ha	南郷地区
その他	社会福祉法人 青垣園	野菜	0.3 ha	野菜	0.7 ha	南郷地区
認農	担い手A	水稻	0.8 ha	水稻	1.0 ha	南郷地区
認農	担い手B	水稻	0 ha	水稻	1.0 ha	南郷地区
その他	担い手C	水稻	1.5 ha	水稻	2.0 ha	南郷地区
その他	担い手D	水稻	0.4 ha	水稻	0.6 ha	南郷地区
その他	担い手E	水稻	0.4 ha	水稻	1.0 ha	南郷地区
その他	担い手F	水稻	0.7 ha	水稻	1.0 ha	南郷地区
その他	担い手G	水稻	0.8 ha	水稻	1.2 ha	南郷地区
その他	担い手H	水稻	0.4 ha	水稻	1.0 ha	南郷地区
その他	担い手I	水稻	0.7 ha	水稻	1.1 ha	南郷地区
その他	担い手J	水稻	1.2 ha	水稻	1.7 ha	南郷地区
その他	担い手K	水稻	0.3 ha	水稻	0.7 ha	南郷地区
その他	担い手L	水稻	0.8 ha	水稻	1.2 ha	南郷地区
その他	担い手M	水稻	0.5 ha	水稻	0.9 ha	南郷地区
計	15 人		17.1 ha		23.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の集積にあたっては、農地中間管理機構の活用を基本とするが、これによりがたい場合については、利用権設定や中心経営体によるネットワークを活用する。</p>
<p>農業にかかる制度に関する勉強会や農業者による懇談会の実施による環境づくりのほか、地区外人材の受入にかかる基盤づくりを進める。</p>
<p>現集落営農組織の持続的な運営を図るため、作業別に組織を設け、年齢と体力に応じて集落の住民が農作業に参加できる仕組みの構築を検討する。</p>
<p>農地の集積・集約が効率的に行われるよう農地の区画拡大など耕作条件の改善の検討を図る。</p>
<p>収益性の高い小麦や野菜などの作付を推奨するほか、特産品の開発・ブランド化や販売ルートの開拓を推進し、農業者の経営規模の拡大に取り組む。</p>